

平成 27 年度第 1 回岩手県建築審査会

〈議案書〉

日時 平成 27 年 12 月 16 日（水）10 時 30 分から

場所 岩手県庁舎 8 階 8-L 会議室

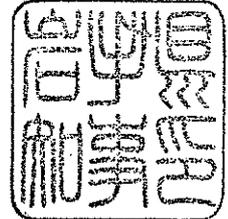
議事（１）審議事項

岩手県建築審査会一括同意手続要領第
2条に基づく「建築基準法第43条第1
項ただし書に係る一括同意基準」の改正
について

建 住 第 9 2 6 号
平成 27 年 12 月 8 日

岩手県建築審査会長 渡辺 敏男 様

岩手県知事 達 増 拓 也



「建築基準法第 43 条第 1 項ただし書に係る一括同意基準」の
改正について

岩手県建築審査会一括同意手続要領第 2 条に基づく「建築基準法第 43 条第 1 項
ただし書に係る一括同意基準」について、次のとおり改正することを付議する。

改正理由

「法第 43 条第 1 項ただし書の規定による許可基準」の一部を改正することに伴
い、一括同意とする基準の見直し等、所要の改正をしようとするものである。

「建築基準法第43条第1項ただし書に係る一括同意基準」(改正案)

岩手県建築審査会決定

平成11年4月23日

改正 平成11年9月9日

改正 平成16年7月26日

改正 平成 年 月 日

第1 趣 旨

「岩手県建築審査会一括同意手続要領」第2条に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条第1項ただし書に規定する許可に係る一括同意基準を定めるものとする。

第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 道路 法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路をいう。
- ② 道 建築基準法施行規則(昭和25年建設省第40号。以下「省令」という。)第10条の2の2第2号に規定する道をいう。
- ③ 通路 省令第10条の2の2第3号に規定する通路をいう。
- ④ 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地をいう。

第3 一括同意基準

法第43条第1項ただし書に規定する許可については、次の基準のいずれかに該当する場合に一括同意するものとする。

- 1 その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地(市町村等の承諾が得られたものに限る。)に2m以上接していること。
- 2 その敷地が公共の用に供する次の各号のいずれかに該当する道(管理者の承諾が得られたものに限る。)で、道路と同等の機能を有し通行上支障がないものに2m以上接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。
 - ① 農道整備事業による道
 - ② 土地改良事業による道
 - ③ 河川又は海岸の管理用の道
 - ④ その他これらに類する道

- 3 敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員2m以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。
- ① 管理者の占有許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
 - ② 都市計画事業により、道路に供するため事業者が取得した土地
- 4 道路に有効に接続する幅員3m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。
- ① 通路の中心線から水平距離2m（当該通路がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4m）の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。）又は市町村が管理する公共空地（市町村の承諾が得られたものに限る。）として整備されること。
 - ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
 - ③ 建ぺい率、容積率、道路斜線制限等について、法第42条第2項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。
 - ④ 工事種別は、増築、改築または移転に限る。
- 5 道路に有効に接続する幅員3m未満1.8m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。
- ① 前項の規定に適合すること。
 - ② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員4m以上に拡幅されることが確実であること。（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。）

「建築基準法第43条第1項ただし書に係る一括同意基準」の新旧対照表

改正前	改正後
「建築基準法第43条第1項ただし書に係る一括同意基準」	「建築基準法第43条第1項ただし書に係る一括同意基準」
岩手県建築審査会決定 平成11年4月23日 改正 平成11年9月9日 改正 平成16年7月26日	岩手県建築審査会決定 平成11年4月23日 改正 平成11年9月9日 改正 平成16年7月26日 改正 平成 年 月 日
<p>第1 趣 旨</p> <p>「岩手県建築審査会一括同意手続要領」第2条に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項ただし書に規定する許可に係る一括同意基準を定めるものとする。</p>	<p>第1 趣 旨</p> <p>「岩手県建築審査会一括同意手続要領」第2条に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項ただし書に規定する許可に係る一括同意基準を定めるものとする。</p>
<p>第2 定 義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>① 道路 法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路をいう。</p> <p>② 道 建築基準法施行規則（昭和25年建設省第40号。以下「省令」という。）第10条の2第2号に規定する道をいう。</p> <p>③ 通路 省令第10条の2第3号に規定する通路をいう。</p> <p>④ 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地をいう。</p>	<p>第2 定 義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>① 道路 法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路をいう。</p> <p>② 道 建築基準法施行規則（昭和25年建設省第40号。以下「省令」という。）第10条の2の2第2号に規定する道をいう。</p> <p>③ 通路 省令第10条の2の2第3号に規定する通路をいう。</p> <p>④ 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地をいう。</p>
<p>第3 一括同意基準</p> <p>法第43条第1項ただし書に規定する許可については、次の基準のいずれかに該当する場合に一括同意するものとする。</p> <p>1 その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地（市町村等の承諾が得られたものに限る。）に2m以上接していること。</p> <p>2 その敷地が公共の用に供する次の各号のいずれかに該当する道（管理者の承諾が得られたものに限る。）で、道路と同等の機能を有し通行上支障がないものに2m以上接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等について</p>	<p>第3 一括同意基準</p> <p>法第43条第1項ただし書に規定する許可については、次の基準のいずれかに該当する場合に一括同意するものとする。</p> <p>1 その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地（市町村等の承諾が得られたものに限る。）に2m以上接していること。</p> <p>2 その敷地が公共の用に供する次の各号のいずれかに該当する道（管理者の承諾が得られたものに限る。）で、道路と同等の機能を有し通行上支障がないものに2m以上接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等について</p>

は道路と同様の規定を適用し適合すること。

- ① 農業整備事業による道
- ② 土地改良事業による道
- ③ 河川又は海岸の管理用の道
- ④ その他これらに類する道

3 敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員2m以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

- ① 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
- ② 都市計画事業により、道路に供するため事業者が取得した土地

4 道路に有効に接続する幅員3m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。

- ① 通路の中心線から水平距離2m（当該通路がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4m）の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。）又は市町村が管理する公共空地（市町村の承諾が得られたものに限る。）として整備されること。
- ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
- ③ 建ぺい率、容積率、道路斜線制限等について、法第42条第2項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。

5 道路に有効に接続する幅員3m未満1.8m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。

- ① 前項の規定に適合すること。
- ② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員4m以上に拡張されることが確実であること。（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。）

は道路と同様の規定を適用し適合すること。

- ① 農道整備事業による道
- ② 土地改良事業による道
- ③ 河川又は海岸の管理用の道
- ④ その他これらに類する道

3 敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員2m以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

- ① 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
- ② 都市計画事業により、道路に供するため事業者が取得した土地

4 道路に有効に接続する幅員3m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。

- ① 通路の中心線から水平距離2m（当該通路がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4m）の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。）又は市町村が管理する公共空地（市町村の承諾が得られたものに限る。）として整備されること。
- ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
- ③ 建ぺい率、容積率、道路斜線制限等について、法第42条第2項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。

④ 工事種別は、増築、改築または移転に限る。

5 道路に有効に接続する幅員3m未満1.8m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。

- ① 前項の規定に適合すること。
- ② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員4m以上に拡張されることが確実であること。（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。）

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県建築審査会の審議方法について、別紙「岩手県建築審査会一括同意手続要領」を定め、これを平成 11 年 5 月 1 日から運用するものとする。

[別 紙]

岩手県建築審査会一括同意手続要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、岩手県建築審査会（以下「審査会」という。）における事務の円滑な執行を期するため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 1 項ただし書に規定する許可（以下「許可」という。）を行う場合の審査会の一括同意の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(一括同意基準)

第 2 条 審査会は、許可に係る審査会の一括同意の基準（以下「一括同意基準」という。）を定めることができる。

(一括同意)

第 3 条 審査会は、許可申請のうち一括同意基準に適合する案件について、特定行政庁が許可することに関し、岩手県建築審査会条例（昭和 25 年岩手県条例第 61 号）第 5 条の規定による議決を経ずして一括同意することとし、その同意は議決による同意と同一の効力を有するものとする。

(結果の報告)

第 4 条 事務局は、前条の規定による一括同意の結果を、次回の審査会に報告するものとする。

「法第43条第1項ただし書の規定による許可基準」

岩手県県土整備部

平成11年5月6日

改正 平成27年12月10日

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項ただし書の規定による許可を行うにあたり、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の2の2で定める基準に準拠し、許可事務を迅速に行うため必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 道路 法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路をいう。
- ② 道 省令第10条の2の2第2号に規定する道をいう。
- ③ 通路 省令第10条の2の2第3号に規定する通路をいう。
- ④ 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地进行をいう。

第3 許可基準

- 1 その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地（市町村等の承諾が得られたものに限る。）に2m以上接していること。
- 2 その敷地が公共の用に供する次の各号のいずれかに該当する道（管理者の承諾が得られたものに限る。）で、道路と同等の機能を有し通行上支障がないものに2m以上接し、かつ計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。
 - ① 農道整備事業による道
 - ② 土地改良事業による道
 - ③ 河川又は海岸の管理用の道
 - ④ その他これらに類する道
- 3 敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員2m以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

- ① 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
 - ② 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地
- 4 道路に有効に接続する幅員3m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。
- ① 通路の中心線から水平距離2m(当該通路がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4m)の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地(所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。)又は市町村が管理する公共空地(市町村の承諾が得られたものに限る。)として整備されること。
 - ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
 - ③ 建ぺい率、容積率、道路斜線制限等について、法第42条第2項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。
 - ④ 工事種別は、増築、改築または移転に限る。
- 5 道路に有効に接続する幅員3m未満1.8m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。
- ① 前項の規定に適合すること。
 - ② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員4m以上に拡幅されることが確実であること。
(所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。)
- 6 前各項に掲げるもののほか、これらのものと同様の状況にあると認められること。
- 7 建築基準法施行条例(昭和35年岩手県条例第41号。)の規定により接道する道路の幅員、接道長さの上乗せがある場合はその数値による。

第4 承諾書等

土地管理者等の承諾等は書面により確認するものとする。

建築基準法（抜粋）

（敷地等と道路との関係）

第 43 条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第 44 条第 1 項を除き、以下同じ。）に 2 m 以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地进行を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

一 自動車のみ交通の用に供する道路

二 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（第 44 条第 1 項第三号において「特定高架道路等」という。）で、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第 12 条の 11 の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。同号において同じ。）内のもの

2 （省略）

建築基準法施行規則（抜粋）

（敷地と道路との関係の特例の基準）

第 10 条の 2 の 2 法第 43 条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地进行を有すること。

二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 m 以上のものに限る。）に 2 m 以上接すること。

三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること。

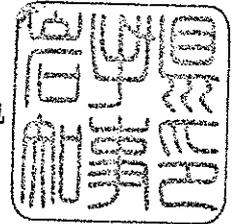
議事（3）報告事項イ

「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定（日影による建築物の高さの制限）による建築物の許可について」岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をなした案件について

建 住 第 422 号
平成 27 年 7 月 9 日

岩手県建築審査会長 様

岩手県知事 達増 拓也



日影による高さの制限を超える建築物の許可について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定（日影による中高層の建築物の高さの制限）により建築物を許可することについて、次のように貴審査会の同意を求めます。

なお、この案件は、岩手県建築審査会持廻り審査要領第 2 条第 1 号に規定する持廻り審査事項に該当するため、持廻り審査にて委員全員の合議を終了することにより、貴審査会の会議における議決と同一の効果を有するものです。

記

- 1 申請者 学校法人盛岡大学 理事長 太田 稔
- 2 建築場所 滝沢市砂込 738-9、808-1、808-2、809-1、809-4、811、1511-2、1511-3、1531
- 3 主要用途 大学
- 4 建築物の概要 別紙のとおり
- 5 申請理由

当該敷地は、都市計画区域内の用途地域が指定されていない地域（以下「白地地域」という。）となっており、平成 16 年 5 月 17 日に施行された白地地域の建築形態規制により、法第 56 条の 2 の規定による日影規制を受けることとなった。

既存建築物である体育館は規制値以上の日影を生じさせているが、当初は都市計画区域外に計画されたものであり、日影規制の適用の際には既に建設されていたため、既存不適格建築物に該当する。

今回、盛岡大学 A 校舎新館、接続廊下、自動車車庫及び運動部部室を建築することは、敷地内の増築にあたることから、法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可が必要となったものである。

6 審査結果

本申請に係る建築物については、次の理由により周囲の居住環境を害するおそれがないと認められる。

- (1) 増築される建築物により、新たに規制される日影を生じさせることがない。
- (2) 既存不適格部分の規制される日影時間の増加は生じない。
- (3) 日影線内の土地は国有地（農林水産省東北林木育種場）で樹林畑となっており、環境に与える影響が少ない。

(1) 申請建築物

名称	構造	階数	最高の高さ	延べ面積
A校舎新館	鉄筋コンクリート造	2階	11.000m	1,966.02 m ²
接続廊下	鉄筋コンクリート造	1階	4.200m	47.41 m ²
自動車車庫	鉄骨造	1階	3.540m	74.17 m ²
運動部部室	木造	1階	3.498m	165.20 m ²
申請建築物計				2,252.80 m ²

(2) 既存建築物

名称	構造	階数	最高の高さ	延べ面積
校舎(短大棟含む)	鉄筋コンクリート造	4階	26.400m	16,020.55 m ²
校舎(2号館)	鉄筋コンクリート造	4階	16.600m	3,449.70 m ²
体育館	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	3階	16.950m	2,565.86 m ²
レッスン棟	鉄骨造	2階	7.481m	687.42 m ²
浄化槽機械室	鉄筋コンクリート造	地下1階 地上1階	6.750m	341.76 m ²
バス停留所A	鉄骨造	1階	5.600m	144.60 m ²
バス停留所B	鉄骨造	1階	2.535m	29.55 m ²
守衛室	鉄骨造	1階	3.350m	8.96 m ²
部室・売店棟	鉄骨造	2階	7.730m	491.40 m ²
倉庫棟	鉄骨造	1階	4.200m	82.69 m ²
学友会第2会館棟	鉄骨造	2階	7.730m	353.98 m ²
トイレ棟	鉄骨造	1階	3.496m	49.75 m ²
自転車置場-1	鉄骨造	1階	2.200m	23.10 m ²
自転車置場-2	鉄骨造	1階	2.200m	27.72 m ²
セミナーハウス	鉄骨造	2階	7.015m	524.08 m ²
自転車置場-3	鉄骨造	1階	2.100m	23.10 m ²
自転車置場-4	鉄骨造	1階	2.100m	23.10 m ²
ゴミ置場-1	木造	1階	3.100m	14.88 m ²
ゴミ置場-2	木造	1階	2.800m	14.25 m ²
自転車置場-5	鉄骨造	1階	2.100m	27.72 m ²
軽音楽部部室	鉄骨造	1階	3.496m	49.75 m ²
図書館	鉄筋コンクリート造	2階	9.900m	2,103.57 m ²
自転車置場-6	鉄骨造	1階	2.250m	9.04 m ²
物置	鉄骨造	1階	2.220m	7.47 m ²
アイスホッケー部用具庫	鉄骨造	1階	2.500m	24.30 m ²
硬式野球部用具庫-1	鉄骨造	1階	2.500m	24.30 m ²
硬式野球部用具庫-2	鉄骨造	1階	2.500m	24.30 m ²
ダックアウトA	鉄骨造	1階	2.295m	11.32 m ²
ダックアウトB	鉄骨造	1階	2.295m	11.32 m ²
既存建築物計				27,169.54 m ²

岩手県建築審査会持廻り審査 合議

- 1 申請者 学校法人盛岡大学 理事長 太田 稔
- 2 建築場所 滝沢市砂込 738-9、808-1、808-2、809-1、809-4、811、1511-2、1511-3、1531
- 3 主要用途 大学
- 4 諮問事項
法第56条の2第1項ただし書の規定（日影による中高層の建築物の高さの制限）による建築物の許可

(本人署名により押印不要)

建築審査会委員	署名・押印	合議日
渡辺 敏男	渡辺 敏男 	平成27年7月15日
石堂 淳	石堂 淳 	平成27年7月15日
中村 良則	中村 良則 	平成27年7月15日
中村 孝幸	中村 孝幸 	平成27年7月15日
千葉 啓子	千葉 啓子 	平成27年7月15日



第四十五号様式（第十条の四関係）（A4）

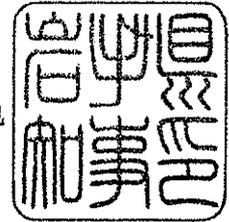
許 可 通 知 書

建 住 第 24 - 26 号

平 成 27 年 7 月 17 日

申請者 学校法人盛岡大学 理事長 太田 稔 様

特定行政庁 岩手県知事 達増 拓也



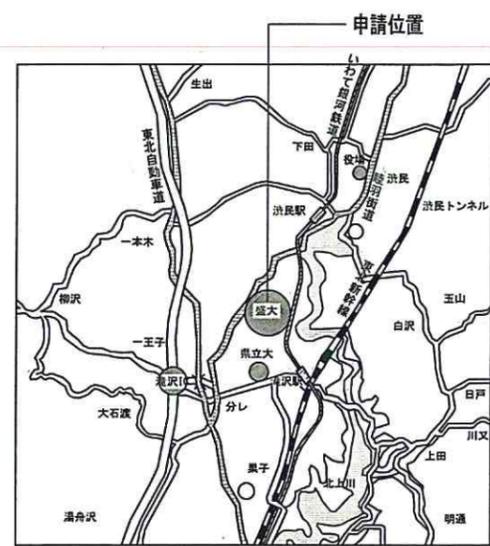
1. 申請年月日 平成27年6月22日
2. 建築場所 滝沢市砂込738-9、808-1、808-2、809-1、809-4、811、1511-2、
1511-3、1531
3. 建築物若しくは工作物又はその部分の概要
 - 1) 敷地面積 212,958.00 m²
 - 2) 主要用途 大学
 - 3) 工事種別 増築
 - 4) 延べ面積

申請部分	2,252.80 m ²
申請以外の部分	27,169.54 m ²
合計	29,422.34 m ²
 - 5) 申請棟数 4棟
 - 6) 主たる建築物の構造 鉄筋コンクリート造
 - 7) 主たる建築物の階数 地上2階

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づき、許可しましたので通知します。

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

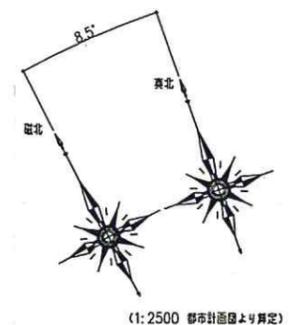
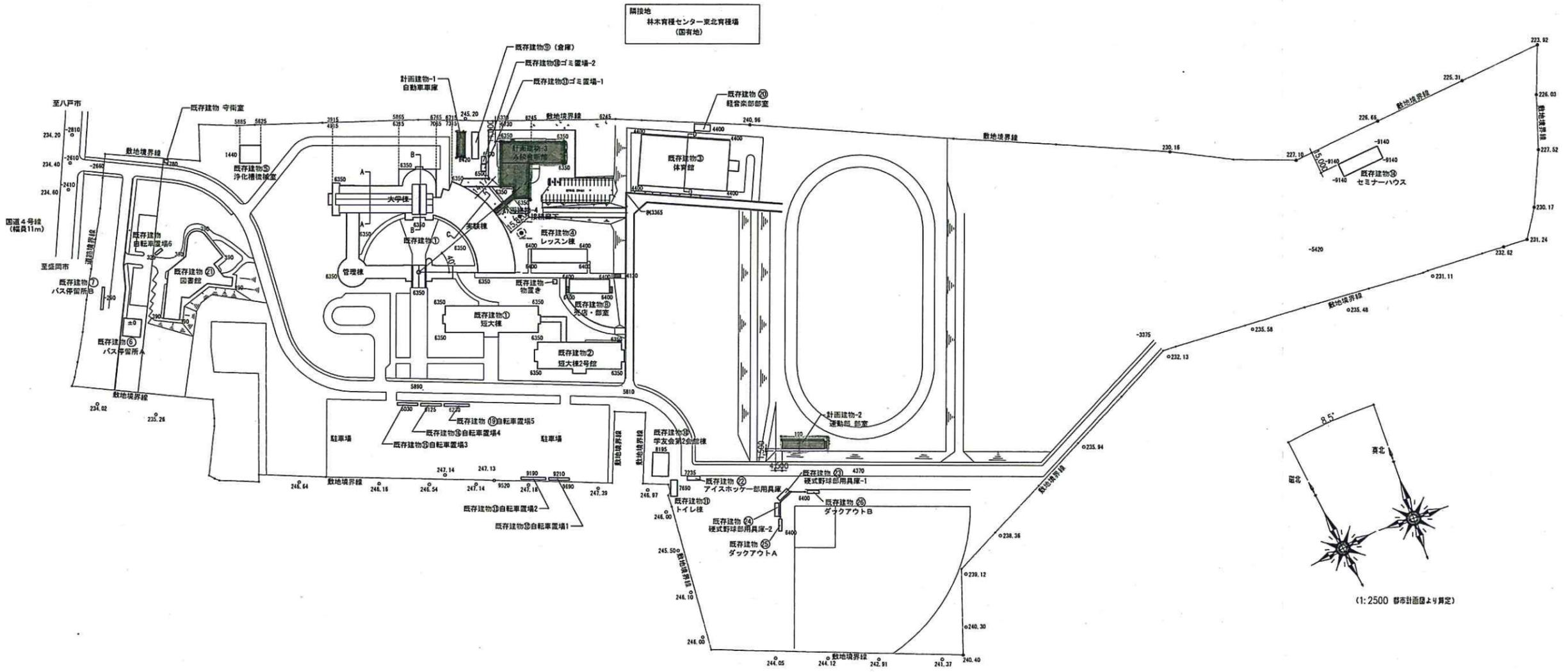
日影規制の平均地盤面 (敷地全体)
 バス停留所 +4.949 既存建物からの平均地盤高さ
 日影規制の平均地盤面 (敷地全体)
 バス停留所 +4.945 計画建物算入時の平均地盤高さ



付近見取図

計画建物 施設概要	
地名地番	岩手県滝沢市砂辺 738-9, 808-1, 808-2, 809-1, 809-4, 811, 1511-2, 1511-3, 1531
住居表示	岩手県滝沢市砂辺808番地
建物用途	学校 (大学) (08110)
区域・地域・地区指定	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分未設定都市計画区域 <input type="checkbox"/> 法22条指定区域 <input type="checkbox"/> その他 ()
用途指定	<input type="checkbox"/> 一様低専 <input type="checkbox"/> 二様低専 <input type="checkbox"/> 一様中高専 <input type="checkbox"/> 二様中高専 <input type="checkbox"/> 一様住居 <input type="checkbox"/> 二様住居 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 高層住居地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし
防火指定	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし
敷地面積	212,958.0 m ²
埋蔵文化財区域	区域対象外 (調査済)
建築率	指定建築率 70% (MAX 149,070.60 m ²)
容積率	指定容積率 200% (MAX 425,916.00 m ²)
建築面積	既存 12,128.94 m ² 申請 1,414.16 m ² 合計 13,543.10 m ²
延べ床面積	既存 27,169.54 m ² 申請 2,252.80 m ² 合計 29,422.34 m ²
申請建物	計画建物-1 計画建物-2 計画建物-3 計画建物-4
構造規模	S造 (既製品) 地上1階 W造 地上1階 RC造 地上2階PH1階 RC造 地上1階
建築面積	74.17 m ² 200.69 m ² 1,091.89 m ² 47.41 m ²
建築面積 合計	1,414.16 m ²
各層床面積	1階 74.17 m ² 1階 165.20 m ² 1階 1,043.78 m ² 1階 47.41 m ² 2階 904.10 m ² PH階 18.14 m ² 計 74.17 m ² 計 165.20 m ² 計 1,066.02 m ² 計 47.41 m ²
延べ床面積 合計	2,252.80 m ²

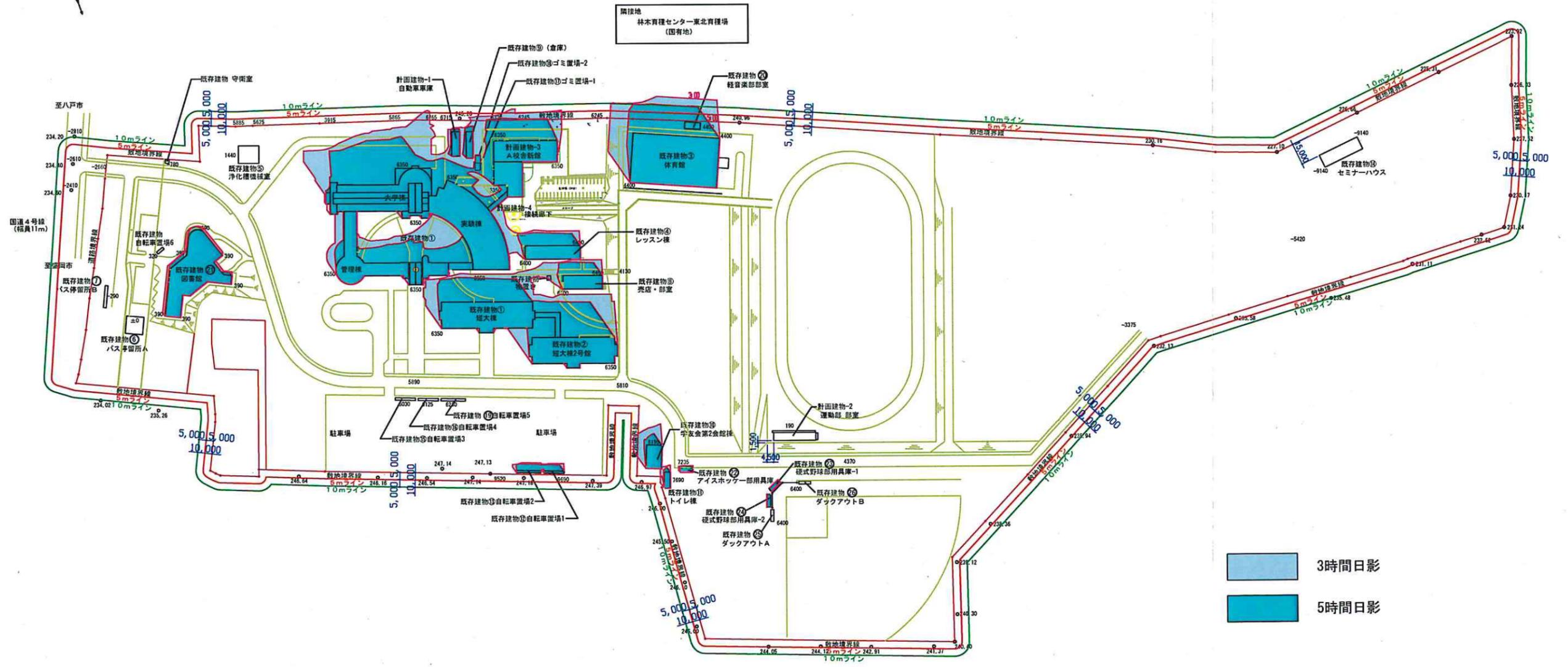
建物別面積等概要													
(A) 既存建物(都市計画区域以前の建物)	建物番号	建物名称	構造	階数	建築面積(m ²)	延べ床面積(m ²)	検査済番号	最高高さ(m)	GL高低差(⑥)を基準とする	建物周長	建物GLから日影規制の算定平均地盤までの高さ	平均地盤面からの最高高さ(m)	
(A) 計	①	校舎 (短大様含み)	RC造	4F (PH2F)	5,671.87	16,020.55	第3-30号	平成1年7月6日地	26.400	6.350	940.512m	-1.405	27.805
	②	校舎 (2号館)	RC造	4F	1,166.05	3,449.70	第2-132号	平成2年11月7日	16.600	6.350	236.950m	-1.405	18.005
	③	体育館	RC造一部S造	3F	2,030.40	2,565.86	第3-30号	平成1年7月6日	16.950	4.400	232.000m	+0.545	16.405
	④	レッスン棟	S造(プレキャスト)	2F	361.86	687.42	第45-903号	平成1年9月8日	7.481	6.400	94.700m	-1.455	8.936
	⑤	浄化槽機械室	RC造	B1F-1F	281.28	341.76	第3-30号	平成1年7月6日	6.750	1.440	57.400m	+3.505	3.245
	⑥	バス停留所A	S造	1F	144.60	144.60	第45-1466号	平成1年11月30日	5.600	±0	42.800m	+4.945	0.655
	⑦	バス停留所B	S造(既製品)	1F	29.55	29.55	第45-1466号	平成1年11月30日	2.535	-0.290	33.900m	+5.235	-2.700
(A) 計	建設面積の許容範囲 23,248.40 × 1.5 = 34,872.60 m ²				9,697.73	23,248.40							
(B) 既存建物(都市計画区域編入以後の建物)	⑧	部室・売店棟	S造(プレキャスト)	2F	281.81	491.40	第45-1850号	平成2年12月1日	7.730	6.400	73.090m	-1.455	9.185
	⑨	倉庫棟	S造(プレキャスト)	1F	82.69	82.69	第45-1850号	平成2年12月1日	4.200	6.420	46.100m	-1.475	5.675
	⑩	学生会第2会館棟	S造(プレキャスト)	2F	205.91	353.98	第45-187号	平成3年5月13日	7.730	8.195	55.100m	-3.250	10.980
	⑪	トイレ棟	S造(プレキャスト)	1F	49.75	49.75	第45-187号	平成3年5月13日	3.496	7.690	31.700m	-2.745	6.241
	⑫	自転車置場-1	S造(既製品)	1F	23.10	23.10	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.200	9.210	32.100m	-4.265	6.465
	⑬	自転車置場-2	S造(既製品)	1F	27.72	27.72	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.200	9.190	37.700m	-4.245	6.445
	⑭	セミナーハウス	軽量S造	2F	271.46	524.08	第45-1070号	平成5年11月9日	7.015	-9.140	80.100m	+14.085	-7.070
	⑮	自転車置場-3	S造(既製品)	1F	23.10	23.10	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.100	6.030	32.100m	-1.085	3.185
	⑯	自転車置場-4	S造(既製品)	1F	23.10	23.10	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.100	6.125	32.100m	-1.180	3.280
	⑰	ゴミ置場-1	W造	1F	14.88	14.88	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	3.100	6.500	16.500m	-1.555	4.655
	⑱	ゴミ置場-2	OB+W造	1F	14.25	14.25	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.800	6.500	16.300m	-1.555	4.355
	⑲	自転車置場-5	S造(既製品)	1F	27.72	27.72	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.100	6.230	37.700m	-1.285	3.385
	⑳	軽音楽部部室	S造(プレキャスト)	1F	49.75	49.75	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	3.496	4.400	31.700m	+0.545	2.951
	㉑	図書館	RC造	2F	1,223.92	2,103.57	第H17確済建築岩手県000350号	平成17年6月16日	9.900	0.390	194.210m	+4.555	5.345
		自転車置場-6	S造(既製品)	1F	9.04	9.04	10m ² 以下の建築物		2.250	0.320	14.360m	+4.625	-2.375
		物置	S造(既製品)	1F	7.47	7.47	10m ² 以下の建築物		2.220	6.400	10.956m	-1.455	3.675
	㉒	アイスホッケー部用具庫	S造(プレキャスト)	1F	24.30	24.30	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.600	7.235	23.400m	-2.290	4.890
	㉓	硬式野球部用具庫-1	S造(プレキャスト)	1F	24.30	24.30	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.600	6.400	23.400m	-1.455	4.055
	㉔	硬式野球部用具庫-2	S造(プレキャスト)	1F	24.30	24.30	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.600	6.400	23.400m	-1.455	4.055
	㉕	ダックアウトA	S造(既製品)	1F	11.32	11.32	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.295	6.400	20.312m	-1.455	3.750
	㉖	ダックアウトB	S造(既製品)	1F	11.32	11.32	建築基準法12条5項報告 盛広土第3031号	平成27年6月11日	2.295	6.400	20.312m	-1.455	3.750
(B) 計					2,431.21	3,921.14							
既存面積合計 (A) + (B)					12,128.94	27,169.54							
申請建物													
(C) 申請建物	㉗	自動車庫	S造(既製品)	1F	74.17	74.17	計画建物-1		3.540	6.420	41.968m	-1.475	5.015
	㉘	運動部 部室	W造	1F	200.69	165.20	計画建物-2		3.498	0.190	76.110m	+4.755	-1.257
	㉙	A校舎新館	RC造	2F/PH1F	1,091.89	1,966.02	計画建物-3		11.000	6.350	164.517m	-1.405	12.405
	㉚	接続廊下	RC造	1F	47.41	47.41	計画建物-4		4.200	6.350	41.308m	-1.405	5.605
計画面積合計 (C)					1,414.16	2,252.80							
面積合計 (A) + (B) + (C)					13,543.10	29,422.34	建設面積の許容範囲 23,248.40 × 1.5 = 34,872.60 m ² :OK						



配置図 1/1500

	一級建築士事務所 岩手県 久慈市 小川町 3-23-1 TEL.019-624-2020	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号 改訂月日 改訂内容	業務番号 14113	工事名称 盛岡大学A校舎別館（仮称）増築工事
	一級建築士登録 第323324号 小川 千葉 聡	一級建築士登録 第323324号 千葉 聡							図面内容 配置図

真北 (1:2500 都市計画図より算定)



3時間日影
5時間日影

<関係法令抜粋>

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（日影による中高層の建築物の高さの制限）

第五十六条の二 別表第四(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域（以下この条において「対象区域」という。）内にある同表(ろ)欄の当該各項（四の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの）に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間において、それぞれ、同表(は)欄の各項（四の項にあつては、同項イ又はロ）に掲げる平均地盤面からの高さ（二の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの）の水平面（対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。）に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(に)欄の(一)、(二)又は(三)の号（同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号）のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

- 2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。
- 4 対象区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。
- 5 建築物が第一項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）

（日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和）

第三百三十五条の十二 法第五十六条の二第三項の規定による同条第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。

- 一 建築物の敷地が道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅の二分の一だけ外側にあるものとみなす。ただし、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅が十メートルを超えるときは、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの反対側の境界線から

当該敷地の側に水平距離五メートルの線を敷地境界線とみなす。

二 建築物の敷地の平均地盤面が隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面（隣地又はこれに接続する土地に建築物がない場合においては、当該隣地又はこれに接続する土地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より一メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から一メートルを減じたものの二分の一だけ高い位置にあるものとみなす。

2 特定行政庁は、前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不相当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の平均地盤面の位置を当該建築物の敷地の平均地盤面の位置と隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面の位置との間において適当と認める高さに定めることができる。

別表第四 日影による中高層の建築物の制限（第五十六条、第五十六条の二関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)		
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ		敷地境界線からの水平距離が十メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲における日影時間
一	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが七メートルを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物	一・五メートル	(一)	三時間（道の区域内にあつては、二時間）	二時間（道の区域内にあつては、一・五時間）
				(二)	四時間（道の区域内にあつては、三時間）	二・五時間（道の区域内にあつては、二時間）
				(三)	五時間（道の区域内にあつては、四時間）	三時間（道の区域内にあつては、二・五時間）
二	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが十メートルを超える建築物	四メートル又は六・五メートル	(一)	三時間（道の区域内にあつては、二時間）	二時間（道の区域内にあつては、一・五時間）
				(二)	四時間（道の区域内にあつては、三時間）	二・五時間（道の区域内にあつては、二時間）
				(三)	五時間（道の区域内にあつては、四時間）	三時間（道の区域内にあつては、二・五時間）

三	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが十メートルを超える建築物	四メートル又は六・五メートル	(一)	四時間（道の区域内にあつては、三時間）	二・五時間（道の区域内にあつては、二時間）	
				(二)	五時間（道の区域内にあつては、四時間）	三時間（道の区域内にあつては、二・五時間）	
四	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが七メートルを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物	一・五メートル	(一)	三時間（道の区域内にあつては、二時間）	二時間（道の区域内にあつては、一・五時間）	
				(二)	四時間（道の区域内にあつては、三時間）	二・五時間（道の区域内にあつては、二時間）	
				(三)	五時間（道の区域内にあつては、四時間）	三時間（道の区域内にあつては、二・五時間）	
		ロ	高さが十メートルを超える建築物	四メートル	(一)	三時間（道の区域内にあつては、二時間）	二時間（道の区域内にあつては、一・五時間）
					(二)	四時間（道の区域内にあつては、三時間）	二・五時間（道の区域内にあつては、二時間）
					(三)	五時間（道の区域内にあつては、四時間）	三時間（道の区域内にあつては、二・五時間）

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

○建築基準法施行条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 37 号）

第 4 章 日影規制

（対象区域等の指定）

第 10 条 法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域、制限を受ける建築物として法別表第 4（ろ）欄 4 の項イ又はロのうちから指定するもの、同表（は）欄 2 の項及び 3 の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定するもの並びに生じさせてはならない日影時間として同表（に）欄の各号のうちから指定する号は、次のとおりとする。

対象区域		法別表第 4	平均地盤面か	法別表第 4
		（ろ）欄 4	らの高さ	（に）欄の
		の項イ又は		号
		ロ		
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域又は法第 52 条第 1 項第 6 号の規定に基づき指定された区域	都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域又は法第 52 条第 1 項第 6 号の規定に基づき容積率が定められた土地の区域			
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	10 分の 5 又は 10 分の 6 の区域			（一）
	10 分の 8 又は 10 分の 10 の区域			（二）
	10 分の 15 又は 10 分の 20 の区域			（三）
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	10 分の 10 の区域		4 メートル	（一）
	10 分の 15 又は 10 分の 20 の区域		4 メートル	（二）
	10 分の 30 の区域		4 メートル	（三）
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	10 分の 20 の区域		4 メートル	（二）
用途地域の指定のない区域	10 分の 10 の区域	ロ		（二）
	10 分の 20 の区域	ロ		（三）

岩手県建築審査会持廻り審査要領

岩手県建築審査会決定

昭和 60 年 12 月 3 日

改正 昭和 63 年 7 月 8 日

改正 平成 20 年 10 月 8 日

(要 旨)

第 1 条 この要領は、岩手県建築審査会（以下「審査会」という。）における事務の円滑な執行を期するため、事務処理の持廻り審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(持廻り審査事項)

第 2 条 次の各号に掲げる事項は、会長の決定により、持廻り審査とすることができる。

- (1) 審査会の議決により、あらかじめ指定した事項に関すること。
- (2) 緊急の処理を要する事項に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、当該事項が次の各号の一に該当する場合は、持廻り審査としないものとする。

- (1) 事の重大又は異例に属するとき。
- (2) 紛議論争があるとき又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるとき。

(持廻り審査による決定)

第 3 条 持廻り審査は、委員全員に合議するものとする。ただし、長期出張その他止むを得ない理由により合議することができない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による合議を終了した案件は、岩手県建築審査会条例（昭和 25 年岩手県条例第 61 号）第 5 条の規定による会議における議決と同一の効果を有するものとする。ただし、前項ただし書の理由により合議することができない委員が 3 人をこえる場合は、この限りでない。

(審査結果の報告)

第 4 条 事務局は、前条第 1 項の規定による合議の結果を、次回の審議会に報告するものとする。

岩手県建築審査会持廻り審査要領第2条第1号に規定する持廻り審査事項

持廻り審査の対象となる条文	持廻り審査の対象となる建築物等	持廻り審査の条件
<p>法第55条第3項第1号及び第2号 (第一種住居専用地域内における建築物の 高さの限度)</p>	<p>次の要件の一に該当すること (1) 既に法第55条第3項第1号又は第2号の 許可を受けた建築物の増築であること (2) 法第3条第2項の規定により、法第55条 の規定の適用を受けない建築物の増築である こと</p>	<p>次の要件の全てを満足するもの (1) 増築する建築物の高さが法第55条第1 項の規定に適合すること (2) 増築部分を含む建築物が法第56条の2 の規定に適合すること</p>
<p>法第56条の2第1項 (日影による中高層の建築物の高さ制限)</p>	<p>次の要件の一に該当すること (1) 既に法第56条の2第1項ただし書の許可 を受けた建築物の増築であること (2) 法第3条第2項の規定により、法第56条 の2の規定の適用を受けない建築物の増築で あること</p>	<p>次の要件の全てを満足するもの (1) 増築を行う部分のみについて、日影規制 の審査を行えば法第56条の2第1項の規定 に適合すること (2) 増築等を行うことによって、既に許可を 受けた部分及び既存不適合部分の規制され る日影時間の増加がないこと、または、平 均地盤面の低下に伴い計算上の日影時間は 増加するものの、既に許可を受けた部分及 び既存不適合部分により実際に生じている 日影時間は変化しないこと</p>

その他

岩手県建築審査会に係る建築基準法の
改正について

改正案	現行
<p>(建築主事) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村は、前項の規定により建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>4 市町村が前項の規定により協議して建築主事を置くときは、当該市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>5 7 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(委員の欠格条項)</p>	<p>(建築主事) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>4 市町村が前項の規定による同意を得た場合において建築主事を置くときは、市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>5 7 (略)</p> <p>(委員の任期) 第八十条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</p> <p>(委員の欠格条項)</p>

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(委員の解任)

第八十条の二 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号のいずれかに該当するに至つた場合においては、その委員を解任しなければならない。

2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委員を解任することができる。

一・二 (略)

(条例への委任)

第八十三条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。

(特別区の特例)

第九十七条の三 (略)

第八十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(委員の解任)

第八十条の三 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つた場合においては、その委員を解任しなければならない。

2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当する場合には、その委員を解任することができる。

一・二 (略)

(条例への委任)

第八十三条 この章に規定するものを除く外、建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。

(特別区の特例)

第九十七条の三 (略)

2・3 (略)

4 特別区が第四条第二項の規定により建築主事を置こうとする場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「協議しなければ」とあるのは「協議し、その同意を得なければ」と、同条第四項中「により協議して」とあるのは「による同意を得た場合において」とする。

2・3 (略)

(新設)

○国土交通省令第七十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十三条の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法施行規則の一部を改正する省令
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の十五の六の次に次の一条を加える。

（委員の任期の基準）

第十条の十五の七、法第八十三条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 委員の任期は、二年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 二 委員は、再任されることができること。
- 三 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>（審査請求） 第七十七条の十七 指定建築基準適合判定資格者検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定建築基準適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（審査請求） 第七十七条の五十三 この法律の規定による指定認定機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定認定機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>（指定性能評価機関） 第七十七条の五十六（略） 2 第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十五第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十、第七十七条の四十二から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条</p>	<p>（審査請求） 第七十七条の十七 指定建築基準適合判定資格者検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定事務に係る処分又はその不作為（行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十八号）第二条第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。）については、国土交通大臣に対し、同法による審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求） 第七十七条の五十三 この法律の規定による指定認定機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>（指定性能評価機関） 第七十七条の五十六（略） 2 第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十五第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十、第七十七条の四十二から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条</p>

の四十七から第七十七条の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第九十七条の四及び第百条において「指定性能評価機関」という。）に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関の行う性能評価又はその不作為について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一項及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、同項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

（建築審査会）

第七十八条 この法律に規定する同意及び第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に依じて、この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。

2 (略)

（委員の除斥）

第八十二条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、この法律に規定する同意又は第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決に關する議事に加わることができない。

（不服申立て）

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第四条第一号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合に

の四十七から第七十七条の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第九十七条の四及び第百条において「指定性能評価機関」という。）に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関が行つた性能評価について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一項及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、第七十七条の五十一第二項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

（建築審査会）

第七十八条 この法律に規定する同意及び第九十四条第一項の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に依じて、この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。

2 (略)

（委員の除斥）

第八十二条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、この法律に規定する同意又は第九十四条第一項の審査請求に対する裁決に關する議事に加わることができない。

（不服申立て）

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、行政不服審査法第三条第二項に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合に

あつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては第十八条の二第一項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してするものとす。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作为が、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該市町村の長又は都道府県知事に、指定確認検査機関である場合にあつては当該指定確認検査機関に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできる。

2 建築審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から一月以内に、裁決をしなければならぬ。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出席を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不

にあつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては第十八条の二第一項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

2 建築審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から一月以内に、裁決をしなければならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出席を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

〔新設〕

服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十六条 削除

(市町村の建築主事等の特例)

第九十七条の二 (略)

2 4 (略)

5 第一項の規定により建築主事を置く市町村の長たる特定行政庁、同項の建築主事又は当該特定行政庁が命じた建築監視員の建築基準法令の規定による処分又はその不作為についての審査請求は、当該市町村に建築審査会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為に係る市町村の長に対してすることもできる。

(審査請求と訴訟との関係)

第九十六条 第九十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(市町村の建築主事等の特例)

第九十七条の二 (略)

2 4 (略)

5 第一項の規定により建築主事を置く市町村の長たる特定行政庁、同項の建築主事又は当該特定行政庁が命じた建築監視員の建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、当該市町村に建築審査会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。